

共同企業体に対する建設工事の発注取扱基準

平成 17 年 12 月 26 日付け目総契第 920 号決定
令和 8 年 3 月 5 日付け目総契第 6742 号決定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、目黒区が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体に発注する目的)

第 2 条 建設工事の共同企業体への発注については、目黒区内の中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 号に該当する者をいう。以下同じ。）の受注機会の増大及び技術力の向上を図るとともに、施工力及び技術力等の結集により良質な品質の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第 3 条 共同企業体に発注する建設工事は、競争入札の方法による建設工事のうち、その予定価格が、建築工事にあつては 5 億円以上、土木工事にあつては 3 億 5 千万円以上、設備工事及びその他の工事にあつては 2 億 5 千万円以上の工事とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する対象工事について、単体企業で共同企業体と同等以上の施工能力を有すると認められる者があるときは、共同企業体と単体企業との混合による入札とすることができる。

(共同企業体の方式)

第 4 条 建設工事に係る共同企業体は、当該建設工事毎に結成する特定建設工事共同企業体とする。

(共同企業体の結成)

第 5 条 共同企業体の結成方法は自主結成とし、共同企業体の構成員の数は 2 者又は 3 者とする。ただし、建設工事の種類・規模等により区長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 共同企業体の構成員たる要件は、次のとおりとする。

(1) すべての構成員が、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格において、申請先自治体として目黒区、申請業種として、発注業種を登録していること。

(2) 同一の建設工事において、他の共同企業体の構成員又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合の施工予定人になっていないこと。

(3) すべての構成員の出資比率が、出資金を均等に負担した場合の 10 分の 6 を上回

っていること。

3 共同企業体の代表者たる要件は、次のとおりとする。

(1) 他の構成員の出資比率を下回っていないこと。

(2) 発注業種における等級格付が、他の構成員より上位であること。ただし、同一等級の組合せにあっては、施工能力の大きい者とする。

(資格申請及び審査)

第6条 建設工事の競争入札に参加しようとする共同企業体は、別に定める指定日時までに建設工事共同請負入札参加資格確認申請書(別記様式1)に共同企業体協定書(別記様式2)及び委任状(別記様式3)を添えて提出するものとする。

ただし、電子入札で発注する建設工事については、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて手続を行うものとする。

2 契約担当者は、共同企業体の構成員の全員について不誠実な行為の有無及び経営状態等を確認するとともに、発注する建設工事における条件に適合しているかなどについて審査しなければならない。

3 契約担当者は、前項の審査により、共同企業体の認定の可否を決定し、その旨を資格確認結果通知により通知するものとする。この場合において、一般競争入札で参加資格を認め、又は指名競争入札で指名する共同企業体には、当該共同企業体の構成員のうちの資格最上位の業者と同一の資格を与えるものとする。

(共同企業体の選定数)

第7条 希望確認型指名競争入札による建設工事については、発注する建設工事毎に定める10から12までの範囲内の数の共同企業体を選定するものとする。ただし、希望数がこれに満たない場合は、この限りでない。

2 一般競争入札による建設工事については、入札参加資格を認めた共同企業体すべてを対象とするものとする。

(契約保証金)

第8条 共同企業体の構成員に契約保証金を免除できる者がある場合は、当該共同企業体の契約保証金は免除する。

(契約の保証)

第9条 共同企業体との契約に係る保証は、目黒区契約事務規則(昭和39年3月目黒区規則第6号)第47条によるものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めのない事項については、区長が別に定める。

付 則 この基準は、平成 17 年 12 月 28 日から適用する。

付 則 この基準は、令和 8 年 3 月 5 日から適用する。